

○政府委員(高田浩運君) おは了解してよろしくうながしますか。

○吉田法晴君 政府の提案理由に出て
参りますが、あん摩、はり、きゅう、
柔道整復師、指圧以外の医業類似行為
を業とする者の教育期間を延期をいた
しまして、三年間延長をして、そろし
て、これにはあん摩師試験の試験資格

ですが、巷間いわれてゐるところによりますと、参考人等の意見を聞いてみましても、その中からあん摩の試験、それからここに書いてござります、あるいは政府原案によると、あん摩師の試験を受けるという以外に医師の助手的な役割を果すよう云々という意見もございました。三年間いすれにいたしましてもこの法律によるあん摩になるか、それともあるいは医師の補助的な役割を果すか、こういうことになるかと思うのですが、その点については具体的にどのように考えておられますか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(高田浩選君) 医師の場合に、物理療法その他におきまして、電気でありますとか、あるいは光線でありますとか、その他の治療手段を使つておりますことは事実でございます。それに従いましてある程度自分の手下の者を使っていることもこれも事実であります。その一つの例として、レントゲンにつきましては、レントゲンの技師の免許を受けなければならぬ、免許を受けければレントゲンの撮影に医師の指導のもとに当らることができる、そういうことになつて いるわけでござります。それで現在電気、光線そりいつたいわゆる物療等において、あるい

は整形外科方面において使われておりますが、それについても今後考えなければならぬ問題の一つだらうと思います。ただこれは現在問題になつておりますいわゆる療術行為として問題になつてゐます。そこで特にその他の問題につきましても、これは使う方の考え方といふものも十分斟酌をしなければならない態と全然種類が違うわけでございまして、なおかつ学問の程度その他につきまして、特にそういう人たちの就職に関する問題、いわゆる需給関係——言葉は悪いけれども需給関係——そういうものをよほどにらみません」というと、かえつて将来弊害を来たすことも考えられますが、その辺のこと、今お話しになりました問題は十分慎重に考えなければならぬ問題の一つだと考えております。

る者をどうするのだという問題が起つて参ると思うので、その点について、今すぐ方針があればお示し願いたい。それからどういう工合にして方針を立てるのだという点がござりますならば、一つお示しを願いたいと思います。

○政府委員(高田海選君) 言葉が足りませんでしたが、今申し上げました医師のいわゆる補助者としてのそういうふた技術者に関する制度というものは、現在のいわゆる療術行為といふものとはむしろ関係なしに別個の見地からこれを考えなければならぬ問題で、いわゆる療術行為の一つの処理方策としてこれを考へるということは、その筋道において、出発点において私はいさざやる療術に関するいろいろな仕事をなさつておられる方を、できるだけ今度

○森田義衛君 現在これらの光線業あるいは電気業者といった者にはは
はだいかがわしい者もある。弊害も
るといつたことを政府もお認めにな
ておるのであります。現実に何千
業者があり、しかもある程度は
宣伝されておるものもあるやに聞い
おる。だからこれらを大体取扱選択をして、そのうちよきものはやはり合法的
であつて、またそれらの患者から患者へ
これを認めるより仕方がないのでは
いかといつた感じがするのですが、一
れらの業者が必ずしも私は政府の期
するようなんあん摩師の試験を受けてしま
きてはこうとは私は考えられないが、
政府はその点で御自信をお持ちにな
ております。

は私は思いません。特に職業の選択の自由ということは、憲法の二十二条によって公共の福祉に反しない限りはとにかく認められておる。あるいは菅業の自由があるのだといったことで、これらの方々があん摩さんの領域を侵して特にその領域を狹めるといったようなことを私は考えておるのはないのでありますて、少くとも現在公然と職業に従事している者は、ある程度今後法的関係を考慮して、少くとも人体を扱つておるのだとすれば、あん摩さんでも、しかも身体障害者であるずいぶん不自由ながらだを持ちながら、あるいは解剖学だとかずいぶんむずかしい試験を受けられて御資格をおとりになつておる。こういった苦労をしておられるので、そういうように人体を扱う者は、少くとも漫然と扱うべきではないのではないか。ためには、やはりこういう人には長年の修業期間を置いて、こういつた理学上の何といいますか試験をする、あるいは人体に関するいろいろな解剖学やその他の試験をして、その上でまたその機械それ自体が、医師が使わなくても、こういう連中でも試験の受かった者は使えるといふ限界において、そういう機械も認定をしてやる、そうして現在の業者を少くともそれならば認めてやるといったような立法措置を講じなければ、私は政府の怠慢ではないかという感じをしておりますのが、その点におきまする政府の見解を開きたいと思いま

○政府委員(高田浩運君) 取締りといふ点から見ますれば、これはまあ終戦後ほどの部面もあるいはそういう面があるかと思ひますけれども、この分野においても取締りの手を十分伸べていなかつたことは、これは認めざるを得ないと思ひますし、この辺は大へん私どもも遺憾に思つております。今後十分これら取締り等の点については意を用いて参りたいと思ひます。ただ、今お話を点につきましては、これはまあお話を参考もごめつてものよろな点もあると思ひますけれども、全体としては、やはり今まで検討いたしました結果、指圧につきましては、あん摩、はり、きゅう、そいつたものと同じような考え方で処理することが適當であると思ひますが、その他のものにつきましては、そういうような措置をとることは現在のところ考えられないわけでござります。

○森田義衛君 その取締りが、療術であると申しましても、加持とか、祈禱とか、キツネとか、タスキとかいった

ような医業類似行為は、そういうもの

は当然これまでの法律によつても認められていない。それは弊害があれば當然取り締るべきである。それ以外の電気業者、光線業者は、かつて届出をして八年間は認められてきたのだ。そ

の間転業の方向にやろうとした。転業しなくとも、少くともその事実を政

府はこれまで認めてきたので、別に取締りの対象ではなかつたのだ。そのうち弊害があれば、そういう公共の福

祉に反する面から取締りをする必要があつましょうけれども、公然とこういふものをやつてきたということとは事実ではありませんか。だから、その事実

う点から見ますれば、これはまあ終戦後ほどの部面もあるいはそういう面があるかと思ひますけれども、この分野においても取締りの手を十分伸べていなかつたことは、これは認めざるを得ないと思ひますし、この辺は大へん私どもも遺憾に思つております。今後十分これら取締り等の点については意を用いて参りたいと思ひます。ただ、今お話を点につきましては、これはまあお話を参考もごめつてものよろな点もあると思ひますけれども、全体としては、やはり今まで検討いたしました結果、指圧につきましては、あん摩、はり、きゅう、そいつたものと同じような考え方で処理することが適當であると思ひますが、その他のものにつきましては、そういうような措置をとることは現在のところ考えられないわけでござります。

○森田義衛君 それならそれではつきりいたしておりますれば、現在の三年間の経過規定というものを漫然と認め

る態度はどういうことか伺ひたい。

○政府委員(高田浩運君) 三年の猶予

を置きました、今登録されております

約一万三千の人たち、このうちには

いろいろな方がおられると思いますけ

れども、しかもその内容はきわめて複

雑多岐にありますて、簡単に右左と分

類できない性格のものだと私どもは承

知いたしておりますが、それの人た

ちにこの特例の試験あるいは免許を受

ける時間的な余裕を与える、そういう

意味で三年間を適当だと考えまして三

年間にしたわけあります。

○森田義衛君 私は、医師の指導を受

けておられるのが当然の国民に対する保健上の責

任からいってゆるがせにすべからざる

責任問題だと思います。単に八年間も待つ

うなら、早くそれは法的措置を講ず

るものが当然のことであるが、それが

医業類似行為として、医師の指導を受

ければならないじゃないか。不安定な

状態に三年間置くことはやはりこう

いった業態にあられる人に非常に不安

感を与えるのじゃないか。そういつた

ものに新技術を取り入れることを考えるべきではないか——少し御意見が違うかもしれませんけれども、さような点につきましては、私どもこれは将来の問題といたしましては、これを決して排除しない、あん摩術にいたしましてもマッサージ術にいたしましても、それはその後の医学の研究、人知の進みといいものに応じまして逐次改良されていくということは考えられることあります。私どもできますならばその指導ということも考えて参りました。これは一般的な考え方であります。

それから第二段の、今まで一応電気あるいは光線等の療法を許されておった人たちが、この三年間の間にその仕事ができなくなつて、その三年だけ以後は仕事ができなくなつてしまふ。それに対して何かその方法を考えるかと、いろいろ御質問かと思うのであります。先ほども森田委員から御質問とかなり近い点だと思いまが、私どもとしましては、基本的にはあん摩、この中には今度の改正によりまして指圧も含まれるわけでありますが、さような術を修得していただきて、そしてそれに転業していただく。それについては私どもとしましてあるいは簡単な講習会なり何なりの方法で御援助をいたすということは考えてみておるわけでござります。

○田村文吉君 その今あん摩師の方に転業することについてのまあ講習会を開くとかいうことによつて転業をやさしくしてやるということはわかるのですが、もう一步進んで、電気なりあるいは光線なりと云うものを、今後治療のときには大いに有效地に利用しな

七年の大学を出た人でなければそろい
う術はできないのだということではあ
まりに不自由なんだな。そういう点か
らひつてあるいは今のおん摩師の諸君
が二年なり三年なりでそういう仕事が
できると同様に、電気とか光線という
ようなものについてもできるような方
法を考えてあげることが必要じゃない
か。まあ私は今日新聞を見て、鳩山總
理がこの夏休みの間に電気療法をや
る、そして健康をさらに強めるというよ
うなことが新聞に出でておつよ。これは
多分お医者さんの指導のもとにやられ
ることだと私は思うのですが、それだ
けの治療だけを専門にやる人が七年な
り六年なりの大学教育を受けたお医者
さんでなければ絶対やっちゃならぬの
か、そういう点についての道を開く必
要があるんじゃないか、そういうこと
を考えないでは少しく今民生安定の上
からいって不親切じゃないか。こうい
うこととは私意見ですが、何かそういう
ような方法をお聞きになるお考え方は
ありませんか。

物理療法の教室といふようなところで、は、中にあん摩あるいはマッサージの資格を持つておる方も相当おられます。が、別に資格も何も持たずとも水浴療法等のお手伝いをしておる方も現在おられるわけであります。それから、たとえば医師の非常に大切な仕事でございまして、尿、糞便等の検査、あるいはそのほかの病理組織の検査、というようなことをつきましても、これは医師自身がきませんために、助手を使っておられます。この助手も一部にはやはり衛生検査士とかあるいは臨床検査士といふ身分をきめてくれといふような意見もあり、私どもそれを検討いたしております。この仕事も本体でありましようけれども、なかなか忙しい方はそれが直接であります。この助手も一部にはやはり衛生検査士とかあるいは臨床検査士といふ身分をきめてくれといふような意見になります。さようなる意味におきまして、今の物理療法の手伝いをなさるということは、今までいわゆる今の物理療法と申しますか、電気、光線の療法をやっておられた方々がお医者さんの手伝いを今後なさることは、これは一つの新しいと申しますか、一つの進み方であろうと考えます。私どもの意味におきましては、いろいろ働く場所のごあつせんとかいうようなものについては努力をいたしたいとうふうに考えております。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもは、依頼を受けて、この人については、どういう電気療法をやつてくれ、こういふようなことが今後起るとしたならば、その人は合法的なあれなんですか、どうなんですか。

○田村文吉君 そこに問題があるのであります。今まで、今現にカリに五千なり六千なりの物理療法をやつしている人がいる。この人たちがあすから今度あん座師の中へお入りなさいと言つたところです。今さら手技を習つてもなかなか覚える。この人は行かないから、やはり習い覚えた電気とか光線というものを医師と連絡をつけて、医師の治療のもとに、ちょうど医者が処方せんをもつて薬剤師によつて調薬をすると同時に、そういう療法のある指示のもとにやるといふようなことは、今後考られても行き得ることじゃないか、とう常識的に考えられるのであります。が、そちらよくなことについては、お考えになる余地はないまぜんか。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもいろいろ検討はいたしましたのであります。が、エキス線技師におきましてある診療所以外の所ではレントゲンを用いて患者の検査をすることはできないといふふになつておるのであります。ものは、これはあくまでも医師の直接の監督のもとにおいて行わるべきもの

○田村文吉君 より以上は私の見解を述べるにとどまりますから、しいては申し上げませんが、ただ現実には三年の間に約五千人の療術の方が、いわゆる指圧を除いた物理療法ですね、そういう方が職を失わなければならぬという問題にぶつかるのですから、何とかして親切に考えてあげていただきなればならぬ。それには、世の中はだんだん分業の世の中でござりますから、お医者さんは一々忙しくて助手もないからやれぬ、町にはそういうものを専門にやってくれる何ボルトの電流でもつてこういう方法の療法がある、これを一つやつた方がいいんだというような指示を与えるようなことによつて、そういう人たちの生きる道を考えてやるということが必要じゃないか、こう考ふるので、そういう方途にお考えにならぬと、ただいたずらに取締りを厳重にして今後三年の間にはそういうわけのわからぬ治療法はやめるんだ、こういうことは、何かしら当局の御親切が届かないように思ひますから、私は方針を今後お考ふになれるのじやないか、また必ず考ふれば道がある、こういうふうに考ふますことを申し上げて、まあより以上は討論になりますから、御答弁いただかぬでもよろしいのですが、そういうことがあり得るのじやないかということだけ申し上げておきます。

議案は全会一致をもちまして、本委員会の決議とすることに決定いたしまし

なお、本会議におきまする口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がない
ものと認めます。

名を付することになつておりますので、本案を司とせられる方の順次御署名を願ひます。

卷之三

加藤 武衡
吉田 法晴
山本 蓼翁
高野 一夫
阿貝根 登
秦由 義清

有馬 英一
谷口 弥三郎
神原 亨
長谷部ひろ

田村文吉 常岡一郎
松岡平市 山下義信
竹中壽男 田馬助治

委員（紅露みつ君） あん摩師
きゅう師及び柔道整復師法

の正する法律案を提出いたしました、委員の皆様におかれまして熱心ご審議下さい。

意を表しまするとともに感謝
する次第でござります。」と

以上が、非常に多い、ここに答

ると存じます。それなればこそ
の三項目にわたりまして

政府といたしましては、こ

に本問題を検討いたしまして、善処いたす所存でござります。

○委員長(小林英三君) 次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○榎原亨君 日雇い労働者健康保険の経済は今いかよくなつておるのでありますか。十分の余裕があるのでござりますが、承わらしていただきたいと存じます。

○政府委員(久下勝次君) お答え申上げます。日雇労働者健康保険法は、提案理由の説明にもございましたように、昨年の一月から発足をいたしておるのですが、ちょうど給付が始まりましたのが三月でございますので、満一年の経験を経ておるわけでござります。昭和二十九年度終りままで、この経済の状態は、相当な剩余金を持ちまして決算を済ましておりますようだで、実情でござります。

○榎原亨君 ほかの健康保険が御承知のように赤字に悩んでおりますのに、この日雇い労務者の健康保険だけが相違があるというはどういうわけですか。

○政府委員(久下勝次君) 日雇い労働者健康保険制度の創設のときにおきまして、満一年の経過を経まして多少まだその点が残つておると思つて、率直に認めざるを得ないのでござりますが、当時この制度を発足いたしました際に、私どもいたしましては、日雇い労働者自身の傷病にかかる度合い等が明確に資料を持ち合せておらなかつたのでござります。そこでこの制度が発足いたしましたために、給付上必要な経費の計算をいたしますますに

も、当時は健康保険の実績を使いました、それに約一割の安全率を見て所要経費の計算をいたしておつたのでござります。この点が一つ、それからもう一つは、私どもとしてはこの制度としてはやむを得ないことでありますと想いますが、御案内の通り受給要件がござります。この受給要件がありまするため、病気になりました際には、ますますが、御案内の通り受給要件に合致しておることの証明を受けまして、それからいわゆる受診券を手に入れてから医者にかかるといふような建前になっておりまして、一般健康保険の場合と違いまして、また制度の差足当初でもありますので、私どもが予想したような給付費が支出されなかつたというのがおもな理由であると考えております。

のでありますて、日雇い労務者の方々は遺憾ながら家族が病氣になりますても、半額を負担しなけりやなりませぬから、かからうにもかかれないということで受診される人が——家族の受診率が少いのです。従いまして、そのために一般健康保険におきましては赤字になるのでしょうかと思ふうのではあります。従いまして、この際、日雇い労働者の健康保険の経済が黒字であるということによりまして、今回政府が御立案になりましたような点に給付の範囲を広めますよりも、むしろその家族給付——家族が病氣になられてもその半額を負担し得ないのでかかり得ないという、その半額給付の負担についての考慮が払われてしかるべきであると私は思うのであります。その点について政府はどんなお考えを持つてこの法案を御立案になつたのですか。

たしたのではないでございます。もちろん、いざという場合には、この剩余金を積立金にしておきますから、財政上の困難が生じました場合には、これを充當することはできますけれども、私どもの計画は、今回御提案をつまが合ひ、こういう計算のものと提案をいたしてあるような次第でござります。そこでそういう建前から申しますと、家族の五割給付といふ問題は、これは健康保険あるいは共済組合制度と全部同じような考え方で含まれておるものでござりまするので、先ほど申し上げましたよもやな理由も考えあわせますると、日雇い労働者健康保険だけが家族の十割給付をやるということは、財政的にもただいまの計算では困難でございますし、またそしたら他の制度との関連におきましても検討をいたさなければならぬと考えておる次第でございます。

○衆議院議員(八木一男君) 吉田委員の衆議院の修正案の点に関する御質問だけ答弁させていただきます。

まず今申されましたように、衆議院におきましたは、今まで二カ月二十八日の要件というものが保険給付を受ける条件になつておりましたので、二カ月二十九日と六カ月の七十八日の二要件を作つたわけでござります。これは衆議院の方で「又は」という言葉を使ってございまして、二カ月二十八日かまたは六カ月に七十八日のいずれか一方の要件を果していれば保険給付が受けられるということになつておりますので、六カ月になつたために逆行したのではなくと私どもは考へておるわけでござります。

その次に、就労日数の件でございますが、これにつきましては、衆議院の修正案が出来ました論議の過程におきましては、さらに何と申しますか、もつと下げなければいけないといふ一七八日以下に下げなければいけないという議論が相当強かつたわけでござります。その理由と申しますのは、全国のこの日雇労働者健康保険法を適用されている被保険者の中には、安定所に勤めておられる自由労働者という人々、あるいは土建の労働者といわれる人々がおもなものでござりまするが、そのどちらも、また特に自由労働者の方々の場合には、全国平均の就労日数が二十一日と労働省の統計では称せられておりますけれども、地域的に見て、また季節的に見てこのよくな二十一日の標準をはかるに下回つております。でござりますので、発病し

た直前のときに、その不幸な場所において、また不幸な季節に当った場合には、全部働いて全部保険料を払つても、不幸にして保険給付を受ける要件が達せられないということが起るわけだと思います。それも一つの原因でございまして、全国で保険給付を受ける要件を全面的に緩和すべきである、こういふ議論が多くつたわけでございます。緩和の方法としまして、二ヵ月二十八日のはかに六ヵ月に幾らかという条件をつけました場合には、平均して直前に就労状態が悪いために病気を見てもらえないという状態ではなしに、平均化しますために、六ヵ月にするためにそれが救われるかというようなことがあります。それからもう一つは、病気直前において自分のからだの調子が悪いため、仕事がありながら自発的にやむなく休業する場合がございますので、そういうような直前の悪い状態を六ヵ月という要件を定めることによって克服し得て、善意の被保険者が幾分でも助かるのではないかというような考え方、それともう一つは、第一病にかかりまして、医者に休業を命ぜられたために仕事を休む、その次に一月が二月後に第二病を発生した、第一病を大腸カタルで休んだ、第二病では中耳炎を起したという際に、大腸カタルで休んでおるために保険料を納められないために、第二病については要件に達しないで、こういう場合に六ヵ月の要件を定めることによってその弊害を相当食

いとめるという考え方から、六ヵ月の要件を定めることのがよいのではないかといふ一つの結論に達したわけでござります。それとともに総体的に、ただいま申し上げましたような、就労状態が悪いため総体的にその要件を下げるべきだという考え方、下げる場合には二ヵ月の要件を下げるよりは、六ヵ月の要件を下げる方が逆選択を防ぎ得るという建設的な立場で、六ヵ月の要件の一月当たりの平均を下げたいという考え方が多くて、六ヵ月に六十日の要件にすべきであるという意見が相当に強烈でございます。しかしその間におきました、予算の関係その他のことも検討いたしまして、衆議院の社会労働委員会におきまして、日本民主党、自由党並びに社会党両派それから小会派クラブ全部が一致いたしまして、現在においては六ヵ月七十八日にするのが妥当である。しかし将来においてはさらにそれを下げたいという意向から、付帯決議案におきまして、適用範囲の拡大についてさらに至急検討して、受給要件の緩和について適当な措置を講ずべきであるという付帯決議を付して、このよくな案にまとまつた一付することを考え方に入れまして、このよくな修正案をまとめて、それが満場一致通ったような経過でございます。

カ月二十九八日分または六カ月七十八日分という、その後段の方がつけ加わりますために、八六・六%の人が現在の要件では受給できますのが、さらにプラス三・四%だけ受給権者がふえて参りました。その所要経費は平年度にいたしまして七千三百九十万円、本年度八月からといたしまして四千三百万円の経費が必要でございます。かよくなっただから問題は、受給要件の緩和ということは、直ちに保険財政に響いて参りますことは申すまでもないでござります。

もう一つ御承知おき願いたいと思いますことは、現行の受給要件二カ月三十八日程度の保険料納付というものは失業保険の日雇い労働者に対する支給要件と同じに考えておつて、それとつり合いをとつたつもりでございます。おそらくこれに手がつくということになりますと、失業保険の問題にも響いて参ることもあると思いますので、それらの点の総合勘案をいたさなければならぬと思いまして、ただいまのところではこのよくな財政事情もござりますので、この程度でやつていただきたいと思っておる次第であります。

○吉田法晴君　お二人から大体説明を受けまして、特に八木さんから、六カ月という選択的な要件を附加することによって、病気が二つあるといった場合に救済云々ということは了承いたしました。それから保険局長から六カ月七八日をつければ加えることによつて八六・六%の適用率が九〇%になる。その所要資金が云々というお話をございました。八木さんの御答弁の中にも、就労日数が平均二十一日ということになつてお

るけれども、実際には地区によつては十三日、十四日になつておるところもある。そういうたしますと、先ほど私が申し上げますように、自分の責任によつてはなく十三日、十四日となつておる。これは二カ月一十八日といふ点もありますから、これは二カ月にいたしまして、たしますと十四日、それすると二十三日というものはこれは適用がない、こということになるわけであります。六ヶ月七十八日も下げるべきではないかといたしましたと、二カ月二十八日、それから六カ月二十六日と、こういうようになりますが、二カ月二十八日、六十日といふ点を緩和し得ることはできないか、この点を保険局長に一つお尋ねをいたしたいと思います。

ことが少いということでは、これは健保制度としては自殺でござりますので、そういう結果になることを私どもはあえてがんばつつもりはございません。ほかの方法を講じても、こういう制度があります以上、大多数の人が受給要件を満たして受給できるようにいたすべきであると考えておりますが、それにいたしましても、若干本年の暫定予算の時期におきまして就労状況の悪かった地域なりあるいは日雇い労働者があるようでございますが、これらは臨時的、季節的な変動であると労働省の方で言つております。この点はもう少し長い目をもちまして、季節的な変動等も調査の中に加えまして、そうした上で今後の検討をさしていただきたいというのが私どもの態度でござります。

○吉田法晴君 それではその点については衆議院の決議もございますが、研究をしたい。それから来年度から実施されることを、改善されることを希望いたします。

次の問題に移りますが、この一般的健康保険に比べまして日雇い健康保険の場合に傷病手当金等、なんかんずく傷病手当金が入っておらぬといふことは、日雇い健康保険のこれは致命的欠陥と言わせておる。今度の改正もございますが、これは日雇い労働者の場合は、日雇い健康保険のこれは致命的欠陥と見ますといふと、必ずしも最急務な点に重点を置いて改正を行われておるといふようには私どもまあ考そられないので、最初三三%の国庫負担を要望をして日雇い労働者健康保険法を考えた

ところうお話しは先ほど、さしあましたが、傷病手当金等日雇い健康保険の致命的な欠陥について、今後どのように改善をする御意図でありますか、その点を一つ承わりたい。

○吉田法晴君　そうしますと傷病手当金と、まあそのほかにも育児手当等について、日雇いの場合に子供をかかえて実際に働いておるといったような方法でございまして、その必要は考へておられると思うのですが、とにかくまあこの金の少いところで手当の種類をふややそと、こういう何といいますか、便宜主義でやつておると、こういうお話をのように聞くのであります。ですが、そうしますと、その傷病手当金の総額が八億近いということございますが、国庫負担額の総額と関連をして給付の増加について考慮せられ、あるいは来年度になりますか、いつになりますか、政府としては、あるいは厚生省としては、国庫負担の増額とそれから傷病手当金等の給付の増加について考えておる、あるいは努力するつもりだと、こうしたことなのでございましょうか。これを厚生省の方針にまつて今後できるだけ改善していく、かように考えます。

い労働者につきましては、労働基準法でございますが、労働省の方でやつておられますとのと同じように、労働組合を一つの事業主と擬制いたしまして、実際に適用をいたしておりますものもあるわけでござります。山林労働者の中にさような形においてやり得る可能性のあるものもあるのではないかといふに私も中で聞いております。しかしながら、現地の者はまだ自信のあるようなことを言って参りませんものですから、そのままになつておりますが、その辺のところは今申し上げましたよりな実際の運用の面におきまして解決し得る面もあるのではないかと思いますが、もしそういうことで解決し得る面につきましては、十分努力もいたつもりでございます。かようなく立場で、適用範囲の拡張につきましては、具体的な問題で解決し得る問題、制度的にいろいろ検討しなければならない問題といふようなふうに考えておる次第でございます。

○委員長(小林英三君) これにて質疑は尽きたものとみなして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め
て。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○吉田法晴君 私は、日雇い健康保険の一周年の実施にかんがみまして、政
府提案をもつてここに改正案が提出さ

○政府委員(江下孝君) お答え申上
げます。この福祉施設は、実は今度の
この改正によりまして新たに根拠規定
を置いたのでござりますが、従来から
すでに過去一年実施してきておりま
す。その実施の内容といたしまして
は、昭和二十八年度におきまして一億
四千万円の予算によりまして総合の職
業補導所九カ所と、それから身体障害
者の補導所に付属いたしました共同作
業所を六カ所、それから日雇い労働者の
簡易福祉施設四カ所、これだけを二十八
年度に設置いたしまして、二十九年度
におきましては三億八千万円の予算を
もちまして総合補導所いたしまして
九カ所、簡易福祉施設といたしまして
三カ所を設置いたしております。三十
年度におきましてはさらに五億五千万
円の予算をもまして主といたしまし
て現在ございます総合補導所の内容の
充実、あるいは福祉施設といふものに
重点を置いて実施をいたしたいという
ふうに考えております。

◎ 亂世商談

か除外されておるのが教育とか農林水産とかあるようであります。この点についてもう少し詳しく何か御説明を願つてみたいと思います。

きるだけ広範囲に適用範囲を拡大したことによって社会保障、失業保険制度の完璧な運用を期したいという趣旨で強制適用にいたしたものでございま

その農場の一部分に農産加工の工場を持つておるというような場合には、これは単なる耕作者ということじやなくて、いわゆる工場における事業の發

生まれた村なんかにおいても、まことにこつけいきわまりない、どうしてこういふかなことが法律でなされてゐるんだといふよくなことを言われた事

○政府委員(江下孝君) 今回の改正が除外されておるのが教育とか農林産業とかあるようであります。このについても少し詳しく何か御説明願つてみたいと思います。

事業、司法保護事業その他福利を目的とした「病者又は虚弱者の治療、看護の他保健衛生の事業」、それと「社員の御承知の通りこの失業保険法が適用いたしました当初におきましては、この除外例がもつと非常に幅が広くしておつたのでござります。しかしながら、逐次この失業保険法の実施が道に乗つて参りますとともに、だけ適用範囲を拡大してゆくといふことといたしましてこれを強制適用いたしたのでござります。今回実績事業等の事業につきましては、前記の改正によりましてこれを強制適用したこととで検討いたしました結果、先ど申し上げました二つの事業につきまして強制適用の範囲を広げたわけであります。数字的に申し上げますと、この適用事業の拡張によりましてふます被保険者の数が約十万という計算でございます。この内訳を申しまと、保健衛生事業におきまして七万二千、社会事業におきまして一万四千、非営利団体におきまして一万六千、の他入にして合計約十万という数字になるわけでござります。新たに入りましたのは、今申し上げましたように、

点水を基に、広範囲に適用範囲を拡大することによって社会保障・失業保険制度の完璧な運用を期したい。と、いううえで薦制適用にいたしたものである。

いた
その農場の一部分に農産加工の工場
持つておるといふような場合には、
これは単なる耕作者といふことじや、
して、いわゆる工場における事業

生まれた村なんかにおいても、まことにつけいきわまりない、どうういうらばかなことが法律でなきわまるんだといふよくなことを言われ

○高野一夫君 これで農林水産業なんかは、第六条の二号ですかによつて法人である場合にはこの中に入るわけですか。

○政府委員(江下孝君) 法人で五人以上の者を使用する場合に入るわけでござります。

○田村文吉君 法人でないものを除外してある。これは今度関係ないわけでありますが、審議の都合があるので伺いたいのであります。法人でないものでここでここで農林水産業、教育等について除外したのはどういう意味ですか。

○政府委員(江下孝君) 農林水産業を除外いたしておりますのは、これはこれら事業が一般産業の労働者に比べまして景気的な変動の影響を受けることが少いということが一つの大きな理由に相なつておるのでございます。現実の問題といたしましても、はつきり農林水産業から他に転向するといふような場合は非常にまれでござります。さらには労働関係を見ましても、これらの事業におきましては、家族もしくは近親者による共同労働の形態が非常に多いのでございまして、そういう意味におきまして現実には雇用、離職、失業の関係が不明確であるということをござります。そういう点からいたしまして、これにつきましては今回も強制適用から除外いたしておるのでございます。

○高野一夫君 個人が五人以上の使用者を使いまして農場を經營しておる、

その農場の一部分に農産加工の工場を持つておるというような場合には、これは単なる耕作者ということじやなくて、いわゆる工場における事業の發

生まれた村なんかにおいても、
にこつけいきわまりない、どうして
ういはばかなことが法律でなされて
るんだといふやうなことを言われた

その農場の一部分に農産加工の工場を有する。これは単なる耕作者ということではなくして、いわゆる工場における事業の労働者である場合が多いわけであります。これは同時に水産においてもそうなりうことがあります。が、そういうような加工工場、その水産に付属した加工工場、これに働くておる者も同様にこれは除外されるわけですか。

○政府委員(江下孝君) 農林水産の生産品の加工に従事いたします者につきましては、従来の解釈いたしましては、これは強制適用ということで現在も処置いたしております。

○相馬助治君 この今議題となつておる失業保険法の改正案を見ますと、非常に同感の面も多いのです。ところがやはり二、三納得のいかぬ面があるわけです。そこで總括的に私はこれを実際に扱つておる局長にお尋ねするのですが、この改正案を発表してから後、各種労働組合からこの改正案に対する反対、あるいはこの部面はこうしてもらいたいといふような職場の声とともにうべき陳情等を局長自身は受けておりますか。

○政府委員(江下孝君) 私の承知いたしますところでは、確かに一つだけあつたよろな記憶がござります。そのほかにおきましては直接の陳情は何らございません。

○相馬助治君 実は私もこの失業保険法だけは早急に改正されなければならないということを考えていたものの一です。特にこの季節的労働者の失業

生まれた村なんかにおいても、
にこつけいきわまりない、どうして
ういはばかなことが法律でなされて
るんだといふやうなことを言われた

生まれた村なんかにおいても、まことにこつけいきわまりない、どうしてういはかなことが法律でなされたるんだといふことを言われたての例も私は知つております。それからもう一つは、私の知り合いの娘が職をいて家におりますが、どうなつていふんだと言つたら、私これでも月給取よどいうわけです。何だと言つたら、ちょうど失業保険がもらわれる期間だけ結婚の日から前にそこでやめたんだと、こういう説明なんです。ですか私はこれも納得のいかない話だと思ついたわけです。そこで私は失業保険法のほんとうの精神は、妻子をかかえて生活の主体者である者が、本人の考慮によらずして失業した場合において、これが国の力によつてあるいは相互扶助の精神によつて守られるといふことこの精神があくまで貫かれなければならぬと、こういうふうに考えておるわけです。今度の改正法案で、今私が申した趣旨はどの点に強く打ち出されておるのですか、局長。

事いふとこ東京うつよつへるがるなり相い急ぐ映つらたに一りも引も事い

おきまして初めて約十億の赤字を生じたのでござります。で、この赤字が実は出ました原因でござりますが、もちろんこの一般情勢が悪くなつたといふよりも、さういふことをございますするけれども、さういふことを検討いたしますと、今先生のおっしゃるような失業保険の本来の趣旨の乱用とも言ふべきものが非常に多いといふ事実を私どもは見たのであります。で、御存じの通り失業保険法の趣旨とは、これは不意の失業、思わざる失業に対するごく短期の生活の安定を立てるためのもののが目的でござります。しかるところこの法律の趣旨が、六ヵ月だけ被保険者であれば、あくたれもかれも百八十日を支給をするという建前に相なつております関係上、これらの保険の本来の趣旨が、最近におきましては没却されまして、もっぱらこの六ヵ月働いて六ヵ月ももらう。あるいは毎年繰り返してこの失業保険金を支給を受ける。で、失業保険のほんとうの、この眞の目的に沿つた運営という点から考えますればいかがかと思われるような点がたくさん出て参つたのでござります。これを数字で申し上げますと、二十九年度におきまして失業保険の給付を受けました人數は百五万人でござります。ところが一千人という大きな数字に上つておるのでござります。で、この内容を検討いたしますと、これは主いたしまして東北地方でございますが、出がせきな労働者といふものがこの中の相当大なる部分を占めておる。そのほか都市等におきまするいわゆる循環雇用ある

いは計画雇用と申しますが、失業保険の利用というのも、私どもが合せましてこの二十九万の中に約十二万あるというふうに計算をされるのでございます。そういたしますと、失業保険のほんとうの必要なものに対する保険金が支給されない、そういう人たちに支給するために保険経済が危くなるということがある、そのためには保険料の値上げまでしなければならぬという事態も起りまするので、これはどうしてもこの際におきまして失業保険法について、もう少し合理的な受給についての基礎を与える、ある程度長期間この失業保険というものが取組相償う状態に持っていく必要があるということを考えましたが、今回の改正案でございます。そこで今おつしやいました点でございますが、この二十二条の一でございますが、「離職の日まで引き続き五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者には、前条第一項の規定にかかわらず」通算して百八十日を超えて支給することができる。しかし「超えて」というその超えた限界は三十日を超えてはならない。つまり合計いたしまして二百十日を超えてはならない、かようないたしておりますのでございます。さらに離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満でありまして、離職の日まで十年以上の被保険者期間を持ちましたものに対しましては、通算して百八十日にプラス九日十日のこのプレミアムと申しますが、さらにプラスの給付を与える、こういうふうに今回では考えたのでござります。この趣旨は、申し上げましたよう

は、相当他に医療等も困難な場合が多く、また保険経済等にも寄与いたしておりまするし、これらの人に対してできるだけ手厚い措置をしたいというのがねらいでございます。これに反しまして受給被保険者期間が六ヶ月から九ヶ月といふと短期のものにつきましては、先ほど申し上げましたような趣旨によりまして、できるだけこの乱用を防ぐということから、九十日といふように従来の給付日数を半減いたしましたのであります。実は毎年繰り返して一定の保険金をもらうということ、しかもこれが計画的に行われることを防ぎますためには、被保険者期間を一年といふことにすることも、これは一つの方法であると私どもは考えたのでござりますが、外国の立法例等を見ましても、六ヶ月だけで百八十日を出すといふような非常に甘い規定につきましては、イギリスほかごく少数の国でございまして、一年といふのが相も多いでござります。さらに六ヶ月以上のものの支給いたします場合においても、給付期間を非常に制限しておるという例もあるのでござります。

○吉田法晴君 関連。安定期長から人數等についてはお話をございましたが、その点を金額で一つお示しを願いたいと思います。保険經濟云々といふことでございますから、金額を一つお示しを願いたい。

○政府委員(江下琴君) 今回の措置によりまして、給付日数の延長を行いますことによって給付金がふえますのが二億六千八百万円、これは本年度九月施行ということで一慮考えまして、こういうことでござります。それから給付日数の短縮によりまして減額されますが十三億七千四百万円、こういう数字に相なるのでござります。

○竹中勝男君 関連。半年短期の受給者が二七%あるといふのは乱用といふように直ちに解釈されるということについては、私どもは非常に疑義を持つておるのでですが、これは社会保障審議会でも私は相当この点は論じたわけでですが、日本の現在の経済機構からすると長期の常用雇用といふものは非常に減つております。そうして臨時的な短期の雇用関係といふものがむしろ一般になりつつあるといふのが現状であります。ことに、現在の企業合理化といふ線からすると、すでに綿紡にして一二割、あるいは駐留軍関係の仕事もことしは五万くらいの整理が行われる、あるいは炭鉱の合理化、相当大量の失業者が出で来るということは、すでに常用雇用量が減つておるというところにはかならない。そうすると、日本の雇用関係といふものは、むしろ短期

で、そして臨時的な性質を持つておられます。あるいは季節的という言葉も使つてあります。しかし、そういうものがほとんど、これは今日の雇用関係においてむろん一般的な形をとりつゝあるのですから、は、これは決して乱用といふわけではなくて、これが実は常態、ノーマルな状態になつておるというふうに私は考えるので、この点について乱用といふことの数字があります。

○政府委員(江下義君) 失業保険の建設でござりますが、これは被保険者にできるだけ平等にこの利益を与えるということは、やはり考えなくてはならないと思ひます。一部の被保険者につきまして、先ほど申し上げましたように、毎年繰り返して失業保険をもらつという状態を繼續いたさせますれば、他の長期の雇用の被保険者に対する影響があるわけでございまして、相当影響があるわけでござります。もちろん私どもこの三十万近い短期被保険者の中には先生のおつしやるようなものも相当あるということは承知をいたしておりますのでございまして、失業保険のみをもつていたしましてこの雇用対策と申しますか、失業対策を全部をカバーするということはなかなか困難な事情にあると思います。従いまして、今後におきましては、それら非常に氣の毒な人に対しましては、職場を与えてこれらの人々の生活を見てやるといふふうに考えてゆきたいと思うのであります。

○竹中勝男君 もう一つ関連。これはゆつくり私は保険経済というものの根本から考えてゆきたい。あらためて御質問したいと思うのですが、長期の雇用関係にある者については割に優遇す

Digitized by srujanika@gmail.com

金の支給がふえたということならば、当然料率の改訂問題も起るのでございりますけれども、しかしながら以上申し上げましたように、二十七年度においてはほとんどなかつたような季節労働者が二十八度におきましては八万、二十九年度におきましては十三万五千、二十九度に上つてきておる、こういうところから考えまして、私どもいたしましては、今回この保険のそういう弱い点を是正いたしまして、結果においてはおつしやるようにな億の給付減になりました。収支がとんとんになるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、本来この保険法の建前といいたしましては、季節的に雇用される者というのを除外するのでございました。で、私どもの今回の措置では、これを全然除外しないで、むしろこれらに対しては三ヵ月だけは保険金を支給するというのでござります。差し引きすれば確かにこの給付額が減るのでござりますけれども、それにつきましては他の雇用政策によってできるだけカバーしていくことなどで処置をいたしたいのであります。

○加藤武徳君 議事進行について私は保険法をまさきよう議了したい、かよう考へるわけです。従つて委員長にお願いしたいと思ひます。(「賛成」「反対」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林英三君) それでは今加藤君から質疑を打ち切りたいといふ議が出ましたが、加藤君の動議に賛成の諸君の举手を願います。

【賛成者举手】

金の支給がふえたということならば、当然料率の改訂問題も起るのでございりますけれども、しかしながら以上申し上げましたように、二十七年度においてはほとんどなかつたような季節労働者が二十八度におきましては八万、二十九度に上つてきておる、こういうところから考えまして、私どもいたしましては、今回この保険のそういう弱い点を是正いたしまして、結果においてはおつしやるようにな億の給付減になりました。収支がとんとんになるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、本来この保険法の建前といいたしましては、季節的に雇用される者というのを除外するのでございました。で、私どもの今回の措置では、これを全然除外しないで、むしろこれらに対しては三ヵ月だけは保険金を支給するというのでござります。差し引きすれば確かにこの給付額が減るのでござりますけれども、それにつきましては他の雇用政策によってできるだけカバーしていくことなどで処置をいたしたいのであります。

○加藤武徳君 議事進行について私は保険法をまさきよう議了したい、かよう考へるわけです。従つて委員長にお願いしたいと思ひます。(「賛成」「反対」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林英三君) それでは今加藤君から質疑を打ち切りたいといふ議が出ましたが、加藤君の動議に賛成の諸君の举手を願います。

【賛成者举手】

○委員長(小林英三君) 多数と認めます。ちょっとと速記をとめて。

午後五時四十分速記中止

午後六時七分速記開始

○委員長(小林英三君) それでは速記を始めます。

○加藤武徳君 私は失業保険法の一部を改正する法律案の質疑を打ち切る動議を提出いたしましたが、この動議を撤回いたします。

○委員長(小林英三君) それでは本日は、これにて散会いたします。

午後六時八分散会

七月二十六日本委員会に左の案件を付託された

一、調理改善法案(片柳眞吉君外七名発議)

調理改善法案

調理改善法

(目的)

第一条 この法律は、公衆衛生の向上及び食生活の改善に資するため、調理士の資格を定めて食品の調理を業とする者の資質の向上を図り、かつ、これらの者が食品の調理方法の改善に寄与するみちをひらくことを目的とする。

第二条 この法律で「調理士」とは、次条第一項の免許を受けた者(定義)

(調理士の免許)

第三条 調理士の名称を用いて食品の調理を業としようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならぬ。

(免許証)

第四条 次の各号の一に該当する者(免許を与えない場合)

(免許を与えない場合)

第五条 第二条第一項の免許を受けた者(免許証)

第六条 第二条第一項の免許を受けた者(免許証)

第七条 第二条第一項の免許を受けた者(免許証)

第八条 第二条第一項の免許を受けた者(免許証)

2 前項の免許は、都道府県知事が行う試験に合格した者に対しても与える。

3 前項の試験を受けることができる者は、集団給食施設(寄宿舎、学校、病院等の施設で食品を調理して継続的にこれを多数人に供するものをいう。以下同じ。)又は飲食業(食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品の調理を行なう営業をいう。以下同じ。)の施設において二年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者とする。

4 第二項の試験は、公衆衛生に関する常識その他食品の調理に関する知識及び技能について行う。

5 都道府県知事は、少くとも毎年一回、第二項の試験を行ななければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定による处分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分の理由を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べる機会を与えるなければならない。

7 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、第一項の規定による処分をすることができる。

8 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

9 指定法人は、第一項の規定による登録(以下「登録」という。)をするに当つては、政令で定める

10 指定法人は、登録をしたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

11 登録は、その登録を受けた者が受けたときは、その効力を失う。

12 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食業者、講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その

(免許の取消等)

第六条 都道府県知事は、調理士が次の各号の一に該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調理士の名称の使用を停止することができる。

1 第四条第一号から第三号まで

2 その者の責に帰すべき事由に

3 公衆衛生上重大な事故を発生させたとき。

4 都道府県知事は、前項の規定による处分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分の理由を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べる機会を与えるなければならない。

5 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

6 指定法人は、第一項の規定によ

7 指定法人は、第一項の規定によ

8 指定法人は、登録をしたとき

9 指定法人は、登録を受けた者

10 指定法人は、登録を受けた者

11 指定法人は、登録を受けた者

12 指定法人は、登録を受けた者

13 指定法人は、登録を受けた者

14 指定法人は、登録を受けた者

15 指定法人は、登録を受けた者

16 指定法人は、登録を受けた者

17 指定法人は、登録を受けた者

18 指定法人は、登録を受けた者

19 指定法人は、登録を受けた者

の管理又は政令で定める飲食業を営む者は、その調理を行なう施設に調理士を置くようにしなければならない。

(指導運営者の登録)

第十一条 主務大臣の指定する法人(以下「指定法人」という。)は、政令で定める基準に従い、調理士

(第六条第一項の規定による停止処分を受けた者を除く。以下この条例において同様。)のうちから、公衆衛生の向上及び栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善のために調理に関する指導を行なうに必要な適格性を有する者を、その者の申出によつて、登録することができる。

第十二条 指定法人は、前項の基準に適合するに当つては、政令で定める

第十三条 指定法人は、登録を受けたときは、登録をすべき旨の申出を受けたと

第十四条 指定法人は、登録を受けたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

第十五条 登録は、その登録を受けた者が受けたときは、その効力を失う。

第十六条 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食業者、講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その

2 前項の免許は、都道府県知事が行なう試験に合格した者に対しても与える。

3 前項の試験を受けることができる者は、集団給食施設(寄宿舎、学校、病院等の施設で食品を調理して継続的にこれを多数人に供するものをいう。以下同じ。)又は飲食業(食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品の調理を行なう営業をいう。以下同じ。)の施設において二年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者とする。

4 第二項の試験は、公衆衛生に関する常識その他食品の調理に関する知識及び技能について行なう。

5 都道府県知事は、少くとも毎年一回、第二項の試験を行ななければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定による处分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分の理由を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べる機会を与えるなければならない。

7 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、第一項の規定による処分をすることができる。

8 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

9 指定法人は、第一項の規定によ

10 指定法人は、登録を受けた者

11 指定法人は、登録を受けた者

12 指定法人は、登録を受けた者

13 指定法人は、登録を受けた者

14 指定法人は、登録を受けた者

15 指定法人は、登録を受けた者

16 指定法人は、登録を受けた者

17 指定法人は、登録を受けた者

の管理又は政令で定める飲食業を営む者は、その調理を行なう施設に調理士を置くようにしなければならない。

(指導運営者の登録)

第十一条 主務大臣の指定する法人(以下「指定法人」という。)は、政令で定める基準に従い、調理士

(第六条第一項の規定による停止処分を受けた者を除く。以下この

条例において同様。)のうちから、公衆衛生の向上及び栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善のために調理に関する指導を行なうに当つては、政令で定める

第十二条 指定法人は、登録を受けたときは、登録をすべき旨の申出を受けたと

第十三条 指定法人は、登録を受けたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

第十四条 登録は、その登録を受けた者が受けたときは、その効力を失う。

第十五条 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食業者、講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その

2 前項の免許は、都道府県知事が行なう試験に合格した者に対しても与える。

3 前項の試験を受けることができる者は、集団給食施設(寄宿舎、学校、病院等の施設で食品を調理して継続的にこれを多数人に供するものをいう。以下同じ。)又は飲食業(食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストランその他食品の調理を行なう営業をいう。以下同じ。)の施設において二年以上食品の調理の実務に従事した経験を有する者とする。

4 第二項の試験は、公衆衛生に関する常識その他食品の調理に関する知識及び技能について行なう。

5 都道府県知事は、少くとも毎年一回、第二項の試験を行ななければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定による处分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、期日、場所及び処分の理由を通知してその者又はその代理人につき聴聞を行い、これらの者が有利な証拠を提出して意見を述べる機会を与えるなければならない。

7 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、第一項の規定による処分をすることができる。

8 指定法人は、前項の基準に適合する調理士から同項の規定による登録をすべき旨の申出を受けたときは、正当な理由がなければ、登録を拒んではならない。

9 指定法人は、第一項の規定によ

10 指定法人は、登録を受けた者

11 指定法人は、登録を受けた者

12 指定法人は、登録を受けた者

13 指定法人は、登録を受けた者

14 指定法人は、登録を受けた者

15 指定法人は、登録を受けた者

16 指定法人は、登録を受けた者

17 指定法人は、登録を受けた者

の管理又は政令で定める飲食業を営む者は、その調理を行なう施設に調理士を置くようにしなければならない。

(指導運営者の登録)

第十一条 主務大臣の指定する法人(以下「指定法人」という。)は、政令で定める基準に従い、調理士

(第六条第一項の規定による停止処分を受けた者を除く。以下この

条例において同様。)のうちから、公衆衛生の向上及び栄養の改善、食糧消費の合理化その他食生活の改善のために調理に関する指導を行なうに当つては、政令で定める

第十二条 指定法人は、登録を受けたときは、登録をすべき旨の申出を受けたと

第十三条 指定法人は、登録を受けたときは、登録を受けた者に対し、登録証を交付しなければならない。

第十四条 登録は、その登録を受けた者が受けたときは、その効力を失う。

第十五条 登録を受けた者は、集団給食施設の管理者、飲食業者、講習会その他の催しを開催する者から、申出を受けたときは、その

昭和三十年十一月三十一日まで既得業権を認められている医業類似行為者に対し、当局はその期日以後における營業存続の措置を勘案中であると聞くが、医業類似行為者は多年にわたりあんま師、はり師、きゅう師等の業権を侵害してきたばかりでなく、何ら定期的学術を修めず貧弱きわまる医学知識で療病技術を施し大衆に衛生的被害を与えていたから、医業類似行為者の請業存続には絶対反対であるとの請願。

第一六八八号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 福井市佐佐枝二町五二

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六八九号 昭和三十年七月二十日 受理

美容師法制定に関する請願

請願者 福井市宝永上町一〇五

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七〇〇号 昭和三十年七月二十日 受理

同和問題国策樹立に関する請願

請願者 福井市宝永上町一〇五

紹介議員 小幡 治和君

美容業と理容業とは全く異なる内容を持つ業態であるにもかかわらず、理容師美容師法という同一法によつて規制されているため、種々なる不合理を生じており、とくに現行法は理容師法とともに不公平であるから、美容師独自の理想を実現させるため、美容師單行法を制定せられたいとの請願。

第一六九四号 昭和三十年七月二十日 受理

クリーニング業法中一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市高麗町六九六

事業協同組合理事長 二町美館外一名

現行クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその經營を公共の福祉に適合させることを目的として制定されたのであるが、当時（昭和二十五年五月一日）は占領軍の治政下にありいわゆるG·H·Qの制圧により我が國クリーニング業の実態に即した立法構想がわい曲されてしまうことによって、これが解消した。一方で、クリーニング部門に重点をおいた現行法の制定をみたままで今日に至つている関係上、クリーニング業における指導並びに取締りの円滑化と的確化及び經營並びに技術の合理化に支障をきたしているから、本法第二条第二項中の「石油質」を「揮発性」に、同項第四項中の「ドライクリーニング」を「クリーニング」に改めるとともに第三条第二項に「その他都道府県知事が定めた法律施行の日から三年の期間を経過するまでは適用しない」の規定を設けること等の改正を図らねばならないとの請願。

第一六九五号 昭和三十年七月二十日 受理

同和問題国策樹立に関する請願

請願者 島取県米子市長 野坂 寛治外百七十四名

紹介議員 永井純一郎君 三好 英之君 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一七〇〇号と同じである。

第一七〇六号 昭和三十年七月二十日 受理

優生保護法中一部改正に関する請願

請願者 静岡市西草深町一四八

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第一七〇〇号と同じである。

第一七〇八号 昭和三十年七月二十日 受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町 国立療養所清瀬病院内 佐合真次

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二二号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町 鈴木福三郎

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二三号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 三重県松阪市日野町 新口貞則

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七三三号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 三重県松阪市日野町 新口貞則

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七〇七号 昭和三十年七月二十日 受理

同和問題国策樹立に関する請願

請願者 和歌山県内全日日本同和対策協議会事務局内 藤城晃誠

同和地区住民の過半数は、極端なる零細農一本釣漁民、弱少規模の手工業、日雇労働等で不安定な生活を送つており、社会環境は余りにも劣悪で、これが地区内、地区外の住民の意識を決定し、差別事象の最も大きい原因となつてゐる。しかし人権確立の民主憲法が制定され、自由と平等が明示され、いる今日なお依然として全國に三百万の同胞が根拠のない差別苦にあつてゐることは遺憾であるから、これが解消のため、（一）同和対策審議会の設置、（二）国立同和問題研究所、（三）国会内に同和対策特別委員会の設置、（四）地方同和対策費の助成等強力なる同和国策を樹立せられたいとの請願。

護法中一部改正に関する法律案は、受

強いことになり、医療従業員に過労を

ら破壊する結果となるから附添看護制

度の廃止に反対するとともに長期療養

を必要とする患者を國立療養所から閉

め出す入退院基準に反対し、かつ看護

婦の増員及びベットの増床について善

処せられたいとの請願。

第一七〇七号 昭和三十年七月二十日 受理

附添看護制度廃止反対に関する請願

（二通） 請願者 福井県柏原郡古賀町国立療養所福寿園内 石津芳野外一名

紹介議員 常岡 一郎君

請願者 福井県柏原郡古賀町国立療養所福寿園内 石津芳野外一名

紹介議員 常岡 一郎君

請願者 埼玉県児玉郡児玉町八幡山二丸三 鈴木喜平

紹介議員 関根 久藏君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二一号 昭和三十年七月二十日 受理

強制医薬分業反対に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町八幡山二丸三 鈴木喜平

紹介議員 関根 久藏君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二二号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県高崎市新町七・黒沢成実

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二三号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町 鈴木福三郎

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二四号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町 鈴木福三郎

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第一七二五号 昭和三十年七月二十日 受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町 鈴木福三郎

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二四号 昭和三十年七月二十日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下扇川大

新 菅三郎

紹介議員 小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二五号 昭和三十年七月二十日受理

社会保険制度の確立に関する請願

請願者 北海道札幌市南十二条

西七 大宮兼蔵

紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

昭和三十年八月六日印刷

昭和三十年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局